



かいけつサポート

認証紛争解決サービス 法務大臣認証第43号



# 総合型ADR

「公益社団法人民間総合調停センター」を活用ください



## 多数の専門士業等の専門家が和解あっせん人 または仲裁人となります

当センターに参画している各専門家団体等から推薦された候補者の中から、事件に相応しい弁護士とその他の専門家の合計3名をあっせん人（仲裁人）として選び、専門知識を活用して、公平・妥当かつ迅速に解決いたします。

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、宅地建物取引士、公認会計士、一級建築士、  
社会福祉士、社会保険労務士、税理士、消費生活相談員、医師・歯科医師、臨床心理士、マンション管理士など

例えば、境界問題を含む不動産の買取り請求を求めるような事案

弁護士、土地家屋調査士、不動産鑑定士があっせん人（仲裁人）となります

- あっせん人等候補者の名簿は、当センターホームページに公開しており、あっせん人を選んで申立てを行うことができます（個人を特定せず、資格で指定することも可能です）。
- あっせん人の資格等について希望を付された場合は、相手方の意向を確認のうえ、ご希望に沿った選任が可能か、検討させていただきます。



## スピーディーに解決できます!!

申立て～相手方への初回通知発送までの期間は、平均10.6日、期日3回程度での解決を目指します。

- ※ 相手方が手続に応じた後、事件1件あたりの期日は3回程度を目途にしており、解決した事件のほとんどが4回以内に終結しています。



## 手数料は低額・明瞭です

センターに支払う費用は、**申立手数料**（紛争額に関わらず、紛争1件について1万円）と**成立手数料**（解決額が100万円未満の場合、15,000円）のみ！

- ※ 鑑定や現場出張を行う場合の費用は別途当事者負担。
- ※ 相手方が応諾しない場合、申立手数料は7千円をご返金します。



## 応諾率は約65%

応諾された事件のおよそ50%について和解が成立しています。

- ※ 応諾とは、申立人による和解あっせん手続の申立てに対して、相手方がその手続に応じることをいいます。



## 事物や地域による管轄の制限はありません

事件の性質や当事者の住所地に関係なく利用可能です。

【お問合せ先】公益社団法人 民間総合調停センター

住所：大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館1階 TEL：06-6364-7644